4　令第十八条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
イ　免税手続カウンターを移転しようとする場合　移転後の免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
ロ　免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合　設置しようとする免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
二　その他参考となるべき書類
（輸出物品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）
第十条の三　令第十八条の二第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等及び納税地
二　法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の所在地
三　当該一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日
四　その他参考となるべき事項
2　令第十八条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等及び納税地
二　廃止しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地
三　当該特定商業施設に係る令第十八条の二第六項の承認を受けた年月日
四　その他参考となるべき事項
（免税手続カウンターにおいて作成された記録の保存）
第十条の四　承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続につき、令第十八条の三第一項の規定の適用に際し作成した書類その他の免税販売手続に関し作成した記録を整理し、令第十八条の二第二項第二号イに規定する契約に基づき免税販売手続を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は一の特定商業施設内に設置する免税手続カウンター（当該特定商業施設内に複数の免税手続カウンターを設置する者にあつては、これらの免税手続カウンターにおいて作成された記録を保存する一の免税手続カウンター）の所在地に保存しなければならない。
（事前承認港湾施設の承認申請書の記載事項等）
第十条の五　令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者の氏名等及び納税地
二　その他参考となるべき事項
2　令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　法第八条第九項の承認を受けようとする港湾施設（同項に規定する港湾施設をいう。）の見取図又はこれに類する書類
二　当該港湾施設内に臨時販売場（法第八条第八項に規定する臨時販売場をいう。次条において同じ。）を設置した事実又は設置する意思を有する旨を証する書類
三　その他参考となるべき書類
3　令第十八条の四第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等及び納税地
二　法第八条第八項の規定の適用を受けることをやめようとする事前承認港湾施設（同条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条において同じ。）の名称及び所在地
三　当該事前承認港湾施設に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
四　その他参考となるべき事項
（臨時販売場の届出書の記載事項等）
第十条の六　法第八条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等及び納税地
二　設置しようとする臨時販売場の所在地
三　当該臨時販売場を設置しようとする事前承認港湾施設の名称及び所在地
四　当該事前承認港湾施設に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
五　その他参考となるべき事項
2　法第八条第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　設置しようとする臨時販売場の付近見取図
二　事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類
三　その他参考となるべき書類
3　令第十八条の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等及び納税地
二　変更の内容
三　当該変更に係る臨時販売場を設置した又は設置しようとする事前承認港湾施設の名称及び所在地
四　当該臨時販売場に係る法第八条第八項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間
五　その他参考となるべき事項
第十一条第一項第一号中「名称」の下に「（代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。）」を加える。
第十二条第一項中「又は前払金」を「、前払金」に改め、「課税仕入れ」の下に「（特定課税仕入れ（法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は前払金に係る特定課税仕入れ」を加え、同項に次の一号を加える。
三　法第十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日における特定課税仕入れに係る前払金の額の合計額から同項の規定の適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日における特定課税仕入れに係る前払金の額の合計額を控除した残額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日において当該個人事業者が特定課税仕入れを行つたものとみなす。
第十二条第五項中「又は第一項第二号」を「若しくは第一項第二号又は同条第一項第三号若しくは第一項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。
7　令第四十条第一項第三号又は第一項第三号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合は、これらの控除しきれない金額の合計額は、法第十八条第一項の規定の適用を受けないこととなつた課税期間の直前の課税期間における法第四十五条第一項に規定する特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額から控除する。
8　前項の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合には、当該金額は、同項に規定する直前の課税期間において行つた法第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等をした金額とみなす。
第二十一条第二項第一号中「資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。次条第二項第一号において同じ。）」を加える。
第二十二条第三項第一号中「という。）」の下に「及び特定資産の譲渡等に該当するもの」を加える。
第二十七条第一項第一号中「行つた資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同項第三号中「をいう」を「をいい、法第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を除く」に改める。
第二十九条中「第七条」を「第七条第一項、第十条の四」に、「第七条中」を「第七条第一項及び第十条の四中」に改める。